

大分県報

令和七年
第六四六号
十月七日

（火曜日）

目次

告示 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（二件）……………
公告 令和七年度砂利採取業務主任者試験の実施……………

○告示

大分県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和七年十月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営水田畑地化推進基盤整備事業（区画整理）

平石地区

令七・一〇・七から
令七・一〇・二七まで

由布市役所

大分県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の

令和七年十月七日

規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和七年十月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備）（区画整理）

蒲江地区

令七・一〇・七から
令七・一〇・二七まで

佐伯市役所

○公告

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、次のとおり令和七年度砂利採取業務主任者試験を実施する。
令和七年十月七日

一 試験の日時 令和七年十一月十四日（金） 午前十時から正午まで 大分県知事 佐藤 樹一郎

二 試験の場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎新館十三階一三六会議室

三 試験科目

- 1 砂利の採取に関する法令
- 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 試験の方法 筆記試験

五 受験願書の受付期間及び受付方法

- 1 受付期間 令和七年十月十日（金）から同月二十四日（金）まで

大分県報（告示・公告）

なお、郵送により受験願書を提出する場合は、令和七年十月二十四日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受付時間

午前九時から午後五時まで

六 願書提出先

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇一）

大分県土木建築部河川課

七 提出書類

1 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九）（以下「受験願書」という。）

2 写真一葉（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであって、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものの）

八 受験手数料

八千円（大分県収入証紙による納付又はキャッシュレス対応収納窓口でのキャッシュレス納付）

九 受験願書の入手方法

1 受験願書の交付場所

大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/r/zyari-shiken.html>

十 その他

その他詳細については、大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。